

令和7年第4回（11月）定例市議会説明資料

- 1 議案第114号
安中市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 2 議案第115号
安中市防災行政無線施設条例等の一部改正について
- 3 議案第116号
安中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び安中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 4 議案第117号
安中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 5 議案第118号
安中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 6 議案第119号
安中市火入れに関する条例の一部改正について
- 7 議案第120号
安中市建築基準法関係手数料条例の一部改正について
- 8 議案第121号
安中市移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について
- 9 議案第122号
安中市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 10 議案第123号
群馬県市町村総合事務組合規約の一部改正について
- 11 議案第125号
群馬県市町村公平委員会共同設置規約の一部改正について

安中市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 安中市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対して支払う。	(ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 安中市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対して支払う。
(ポスターの作成の公費負担額及び支払手続) 第11条 安中市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(<u>541円31銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。))を超える場合は、当該金額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数(1未満の端数がある場合には、その端数は、1とする。))の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段にお	(ポスターの作成の公費負担額及び支払手続) 第11条 安中市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(<u>586円88銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。))を超える場合は、当該金額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数(1未満の端数がある場合には、その端数は、1とする。))の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段にお

いて準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対して支払う。

いて準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対して支払う。

安中市防災行政無線施設条例等の一部改正について

第 1 条関係：安中市防災行政無線施設条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行		改 正 案	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
固定系		固定系	
種別	設置場所	種別	設置場所
親局	安中市安中一丁目23番13号	親局	安中市安中2丁目13番7号
(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)

第 2 条関係：安中市福祉事務所設置条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行		改 正 案	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
安中市福祉事務所	安中市安中1丁目23番13号	安中市福祉事務所	安中市安中2丁目13番7号

第 3 条関係：安中市保健センター条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行		改 正 案	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
安中市保健センター	安中市安中1丁目23番13号	安中市保健センター	安中市安中2丁目13番7号
安中市松井田保健センター	安中市松井田町新堀244番地	安中市松井田保健センター	安中市松井田町新堀244番地

安中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び安中市
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第 1 条関係：安中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の
一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 (略) (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下<u>この号及び次号において「認定こども園法」という。</u>)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。) (2)～(4) (略) 2 (略) (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号 _____ _____ _____ _____に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 (略) (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下_____「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。) (2)～(4) (略) 2 (略) (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第2条関係：安中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

新旧対照表 (下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(虐待等の禁止) 第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

安中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案				
(虐待等の禁止) 第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号_____に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第18条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。 3及び4 (略)	(虐待等の禁止) 第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第18条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。 <table border="1"> <tr> <td>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr> <tr> <td>乳幼児に対する健康診査</td><td>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> </table> 3及び4 (略)	児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				

安中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

新旧对照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(虐待等の防止)	(虐待等の防止)
第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(乳児等通園支援事業の区分)	(乳児等通園支援事業の区分)
第21条 (略)	第21条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「 <u>認定こども園法</u> 」という。))第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「 <u>利用児童数</u> 」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。	3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号 <u> </u>)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「 <u>利用児童数</u> 」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。
(職員)	(職員)
第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(<u>国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)</u> その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「 <u>乳児等通園支援従事者</u> 」という。)を置かなければならない。	第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士 _____ _____ _____ _____その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「 <u>乳児等通園支援従事者</u> 」という。)を置かなければならない。

2及び3 （略） （設備及び職員の基準） 第26条 （略） <u>（1） 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(保育所に係るものに限る。)</u> <u>（2） 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準</u> <u>（3） 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)</u> <u>（4） 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)</u>	2及び3 （略） （設備及び職員の基準） 第26条 （略） <u>（1） 保育所 群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年群馬県条例第93号)(保育所に係るものに限る。)</u> <u>（2） 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 群馬県認定こども園の認定基準に関する条例(平成18年群馬県条例第59号)</u> <u>（3） 幼保連携型認定こども園 群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年群馬県条例第61号)</u> <u>（4） 家庭的保育事業等を行う事業所 安中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年安中市条例第17号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)</u>
---	--

安中市火入れに関する条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(火入れの中止) 第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報、異常乾燥注意報又は</u> <u>火災警報が発令された場合には、火入れを行</u> <u>ってはならない。</u> 2 火入責任者は、火入中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる<u>とき、又は強風注意報、異常乾燥注意報</u> <u>若しくは火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。</u>	(火入れの中止) 第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは</u> <u>火災警報が発令された場合には、火入れを行</u> <u>ってはならない。</u> 2 火入責任者は、火入中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる<u>場合又は</u> <u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。</u>

安中市建築基準法関係手数料条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行		改 正 案	
別表第6(第2条関係) 許可等申請手数料		別表第6(第2条関係) 許可等申請手数料	
手数料を徴収する事務	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の額
(略)	(略)	(略)	(略)
建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第137条の12第6項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査	(略)	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第137条の12第11項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査	(略)
令第137条の12第7項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査	(略)	令第137条の12第12項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査	(略)

安中市移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の
一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(園路及び広場) 第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「政令」という。)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び政令<u>第21条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) (略)	(園路及び広場) 第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「政令」という。)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び政令<u>第22条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) (略)

安中市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案																
(名称及び位置) 第2条 病院事業における診療施設は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td><u>公立碓氷病院</u></td><td>安中市原市1丁目9番10号</td></tr> <tr> <td><u>公立碓氷病院</u>細野出張診療所</td><td>安中市松井田町土塩533番地1</td></tr> <tr> <td><u>公立碓氷病院</u>入山出張診療所</td><td>安中市松井田町入山321番地1</td></tr> </table> (略) (事業の内容) 第4条 <u>公立碓氷病院</u>の診療科目及び病床数は、次のとおりとする。 (略)	名称	位置	<u>公立碓氷病院</u>	安中市原市1丁目9番10号	<u>公立碓氷病院</u> 細野出張診療所	安中市松井田町土塩533番地1	<u>公立碓氷病院</u> 入山出張診療所	安中市松井田町入山321番地1	(名称及び位置) 第2条 病院事業における診療施設は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td><u>安中市立碓氷病院</u></td><td>安中市原市1丁目9番10号</td></tr> <tr> <td><u>安中市立碓氷病院</u>細野出張診療所</td><td>安中市松井田町土塩533番地1</td></tr> <tr> <td><u>安中市立碓氷病院</u>入山出張診療所</td><td>安中市松井田町入山321番地1</td></tr> </table> (略) (事業の内容) 第4条 <u>安中市立碓氷病院</u>の診療科目及び病床数は、次のとおりとする。 (略)	名称	位置	<u>安中市立碓氷病院</u>	安中市原市1丁目9番10号	<u>安中市立碓氷病院</u> 細野出張診療所	安中市松井田町土塩533番地1	<u>安中市立碓氷病院</u> 入山出張診療所	安中市松井田町入山321番地1
名称	位置																
<u>公立碓氷病院</u>	安中市原市1丁目9番10号																
<u>公立碓氷病院</u> 細野出張診療所	安中市松井田町土塩533番地1																
<u>公立碓氷病院</u> 入山出張診療所	安中市松井田町入山321番地1																
名称	位置																
<u>安中市立碓氷病院</u>	安中市原市1丁目9番10号																
<u>安中市立碓氷病院</u> 細野出張診療所	安中市松井田町土塩533番地1																
<u>安中市立碓氷病院</u> 入山出張診療所	安中市松井田町入山321番地1																

附則第2条関係：安中市職員の定年等に関する条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
別表(第6条関係)	別表(第6条関係)
(1) <u>公立碓氷病院</u>	(1) <u>安中市立碓氷病院</u>
(2) <u>公立碓氷病院</u> 細野出張診療所	(2) <u>安中市立碓氷病院</u> 細野出張診療所
(3) <u>公立碓氷病院</u> 入山出張診療所	(3) <u>安中市立碓氷病院</u> 入山出張診療所

附則第3条関係：安中市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
-----	-------

別表第1(第2条、第4条関係)				別表第1(第2条、第4条関係)			
区分	報酬の額		備考	区分	報酬の額		備考
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
公立碓氷病院運営協	日額	6,500円		碓氷病院____運営協	日額	6,500円	
議会会長				議会会長			
同	日額	6,000円		同	日額	6,000円	
委員				委員			
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	

附則第4条関係：安中市職員の給与に関する条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案								
別表第3(第4条関係) ア 行政職等級別基準職務表 その2 <u>安中市公立碓氷病院</u>	別表第3(第4条関係) ア 行政職等級別基準職務表 その2 <u>碓氷病院</u>								
<table border="1"> <tr> <th>等級</th><th>基準となる職務</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	等級	基準となる職務	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <th>等級</th><th>基準となる職務</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	等級	基準となる職務	(略)	(略)
等級	基準となる職務								
(略)	(略)								
等級	基準となる職務								
(略)	(略)								

附則第5条関係：公立碓氷病院使用料及び手数料条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
<u>公立碓氷病院</u> 使用料及び手数料条例 (趣旨) 第1条 この条例は、 <u>公立碓氷病院</u> の使用料及び利用料に関し必要な事項を定めるものとする。	<u>安中市立碓氷病院</u> 使用料及び手数料条例 (趣旨) 第1条 この条例は、 <u>安中市立碓氷病院</u> の使用料及び利用料に関し必要な事項を定めるものとする。

附則第6条関係：安中市通所リハビリテーション条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(名称及び位置)	(名称及び位置)

第2条 通所リハビリテーションの名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 <u>公立碓氷病院</u> 通所リハビリテーション そよかぜ 位置 安中市原市1丁目9番10号 (職員) 第4条 <u>公立碓氷病院</u> 通所リハビリテーション「そよかぜ」(以下「通所リハビリテーション」という。)の管理運営のために必要な職員を置く。	第2条 通所リハビリテーションの名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 <u>安中市立碓氷病院</u> 通所リハビリテーション そよかぜ 位置 安中市原市1丁目9番10号 (職員) 第4条 <u>安中市立碓氷病院</u> 通所リハビリテーション「そよかぜ」(以下「通所リハビリテーション」という。)の管理運営のために必要な職員を置く。
---	---

附則第7条関係：安中市議会委員会条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管) 第2条 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (2) 福祉民生常任委員会 7人 ア 市民環境部の所管に関する事項 イ 保健福祉部の所管に関する事項 ウ <u>公立碓氷病院</u>の所管に関する事項	(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管) 第2条 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (2) 福祉民生常任委員会 7人 ア 市民環境部の所管に関する事項 イ 保健福祉部の所管に関する事項 ウ <u>碓氷病院</u>の所管に関する事項

附則第8条関係：安中市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案																		
別表第2(第3条関係)	別表第2(第3条関係)																		
ア 医療職給料表(1)	ア 医療職給料表(1)																		
<table><tr><td>職務の級</td><td>1級</td><td>2級</td></tr><tr><td>号給</td><td>給料月額</td><td>給料月額</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	職務の級	1級	2級	号給	給料月額	給料月額	(略)	(略)	(略)	<table><tr><td>職務の級</td><td>1級</td><td>2級</td></tr><tr><td>号給</td><td>給料月額</td><td>給料月額</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	職務の級	1級	2級	号給	給料月額	給料月額	(略)	(略)	(略)
職務の級	1級	2級																	
号給	給料月額	給料月額																	
(略)	(略)	(略)																	
職務の級	1級	2級																	
号給	給料月額	給料月額																	
(略)	(略)	(略)																	
備考 この表は、 <u>公立碓氷病院</u> に勤務する会計年度任用職員である薬剤師、診療放射線技	備考 この表は、 <u>碓氷病院</u> に勤務する会計年度任用職員である薬剤師、診療放射線技																		

師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、管理栄養士及び栄養士に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
(略)	(略)	(略)

備考 この表は、公立碓氷病院に勤務する会計年度任用職員である看護師及び准看護師に適用する。

師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、管理栄養士及び栄養士に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
(略)	(略)	(略)

備考 この表は、碓氷病院に勤務する会計年度任用職員である看護師及び准看護師に適用する。